

足寄町まちづくり活動支援補助金

まちづくり活動を応援します

この制度は、町民の皆さんのまちづくりに対する“想い”や“気付き”からはじまる創意工夫にあふれた『まちづくり活動』を支援し、住民参加によるまちづくりの推進と、協働による魅力的なまちの実現を目的として、補助金を交付します。

補助金の交付対象となる団体

- 次の全てに該当する団体が対象となります。
 - ・ 法人格を有していないこと。（特定非営利活動法人はこの限りではありません。）
 - ・ 構成員が5人以上で、その過半数が町内在住、在勤、在学していること。
 - ・ 宗教活動、政治活動、選挙活動及び営利を目的とした活動を行っていないこと。
 - ・ 法令等に違反する活動や公益を害するおそれのある活動を行っていないこと。
 - ※ 未成年で構成する団体は、保護者又は教員等が参画していることが条件となります。
 - ※ 企業や、既に町から活動に対する交付金を受けている自治会等の組織は補助対象外となります。
- ただし、自主防災組織の育成・強化に係る活動を自治会等が行う場合は補助対象とし、予算の範囲内で随時受付いたしますので、まずご相談ください。

補助金の額

上限 30万円

※ 団体構成員の person 費、不動産の取得経費などは対象外となります。
また、補助決定を受ける前に支出した経費は対象外となる場合があります。

補助対象となる活動

- 次の要件を満たす、公益的かつ新たなまちづくり活動が対象となります。
 - ・ 町内で実施される活動であること。
 - ・ 地域の課題に自主的に取り組む活動や地域の活性化等につながる活動であること。
 - ・ 環境、福祉、文化、スポーツなど各分野における町民を対象にしたまちづくり活動であること。・・・ など
 - ※ 国、北海道又は町の補助制度や交付金対象となる活動、活動の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する活動等は対象となりません。
 - ※ 平成30年4月13日から平成31年3月31日までに実施される活動が補助の対象となります。補助決定を受ける前に完了する事業も応募可能ですが、事業着手前に申請をしてください。

募集期間

平成30年4月13日（金）～平成30年5月18日（金）

応募先及び問い合わせ

- 申請には、申請書、活動計画書や活動収支予算書等が必要となります。詳しくは募集要綱をご覧ください。（郵送・FAX・電子メールでの申請受付はいたしません。）
- ※ 足寄町役場ホームページに【足寄町まちづくり活動支援補助金交付要綱】【募集要綱】を掲載しております。
申請書類の様式をダウンロードすることも可能です。
<http://www.town.ashoro.hokkaido.jp/>

〒089-3797
足寄町北1条4丁目48番地1
足寄町総務課 企画財政室 企画調整担当
TEL 0156-25-2141 (内線 314・317)
E-mail kikaku@town.ashoro.hokkaido.jp

平成29年度まちづくり活動支援補助金助成事業



足寄の未来を担う若者と農産物生産者、料理人の集い
(足寄中学校学校給食提供)
主催：あしおこし隊